

大和市告示第33号

大和市風しん予防接種の任意接種費用助成要綱を次のように定める。

令和5年2月28日

大和市長 大 木 哲

大和市風しん予防接種の任意接種費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠中の女性及び妊娠を希望する女性への風しんの感染を防止するため、妊娠を希望する女性又は妊娠中の女性の夫が受ける風しん予防接種の任意接種（以下単に「任意接種」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる任意接種の対象者（以下「対象者」という。）は、任意接種を受ける日において19歳に達している者のうち、本市の住民基本台帳に記録されているもの又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定により仮放免されて本市に居住しているものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 妊娠を希望している女性（妊娠中又はその可能性がある女性を除く。）
- (2) 妊娠中の女性の夫（事実上の婚姻関係にあると認められる者を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

- (1) 過去に風しん予防接種を2回以上受けている者
- (2) 過去に風しんに罹患したことが明らかな者
- (3) 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性
- (4) 過去に本要綱による任意接種又はこれと趣旨を同じくする風しん予防接種を受けたことがある者

(ワクチンの種類及び接種回数)

第3条 任意接種に使用するワクチンは、麻しん風しん混合ワクチン又は風しんワクチンとする。

2 任意接種の接種回数は、対象者1人につき1回とする。

(助成額及び自己負担金)

第4条 助成の額は、麻しん風しん混合ワクチンの場合は6,000円、風しんワクチンの場合は4,000円とする。

2 自己負担金の額は、任意接種に実際に要した費用から前項の助成の額を差し引いた額とする。

(任意接種の申請、決定等)

第5条 任意接種を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、大和市風しん予防接種申請書により市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の適否を決定し、その結果を大和市風しん予防接種対象通知書（以下「通知書」という。）により通知するとともに、助成を決定した申請者に大和市成人風しん予防接種予診票（19歳以上）（以下「予診票」という。）を交付するものとする。この場合において、当該助成の決定を受けた者が、第2条に規定する対象者の要件を満たさないことが判明したときは、市長は、当該決定を取り消し、及び交付した通知書及び予診票を返還させることができる。

3 前2項の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市規則第61号）の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

(任意接種の実施及び助成)

第6条 任意接種は、市長が指定する医療機関（以下「協力医療機関」という。）における個別接種により実施するものとする。

2 前条第2項の規定により助成の決定を受けた者は、協力医療機関で任意接種を受ける際に、通知書及び予診票を提出し、並びに第4条第2項に規定する自己負担金を支払うものとする。

3 前項の規定による任意接種に係る助成の額についての市長と協力医療機関との精算方法は、別に定める。

(不正利得による返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段によりこの要綱による助成を受けて任意接種を受けた者があるときは、その者が受けた助成の額に相当する額の返還を請求することができる。

(様式)

第8条 この要綱において使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市風しん予防接種申請書	第5条
第2号様式	大和市風しん予防接種対象通知書	第5条及び第6条
第3号様式	大和市成人風しん予防接種予診票（19歳以上）	第5条及び第6条